

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（第3回）	日時	令和元年7月31日（水） 13:30～15:30	場所	前原暫定会議室
出席者（人）	委員長（福祉保健部長）、副委員長（地域福祉課長） 委員：男女共同参画担当課長、福祉会館等担当課長、自立生活支援課長、介護福祉課長、高齢福祉担当課長、健康課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター等担当課長、指導室長（11）			
事務局	地域福祉課生活福祉係・瀧川、地域福祉係・玉井			
議題	(1) 自立相談サポートセンター及び福祉総合相談窓口の運営方法について（資料1） (2) 個別相談の基盤となる体制について（資料2） (3) 包括化推進員の業務内容について（資料3） (4) 地域共生社会推進検討会中間とりまとめ（厚生労働省）について（資料4）			
配付資料	別紙のとおり			
結果要旨	<p>（会議に先立ち、委員長が挨拶を行った）</p> <p>【1 議題(1) 自立相談サポートセンター及び福祉総合相談窓口の運営方法について】 （本件については、事務局が資料1に基づき説明を行った。）</p> <p>&lt;質疑&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業運営を委託する理由として、直営では人件費が国庫補助の対象にならないことが示されているが、市民サービスのプラスになる理由もあるのではないか。</li> <li>○ 資料1中段の「自立相談サポートセンターを中核機関とする理由」が委託する積極的理由に当たると思う。</li> <li>○ 「地域福祉活動の拠点」として、地域福祉コーディネーターやボランティア・市民活動センター等が示されているが、「福祉」の範囲として、例えば悩みをかかえた女性などは範囲には入っているのか。</li> </ul> <p>→ この資料は「福祉」の範囲を定義したものではなく、社会福祉協議会の地域における幅広い活動という視点でまとめたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「福祉」の用語について、高齢福祉や障害福祉といった狭い福祉や、住民生活における福祉の向上といった広い福祉として使う場合もある。「地域福祉活動の拠点」という場合は、広い福祉を意味することが一般的ではないか。</li> <li>○ 母子・父子相談において、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業を紹介することもあるので、女性の関係も、福祉と関連していると思う。</li> <li>○ 包括的支援体制の構築にあたり、ひきこもりや教育及び女性の分野を含めて、福祉総合相談窓口と各専門相談との連携体制を整えていく必要がある。</li> <li>○ 資料にある中核機関というのはどのようなイメージか。</li> </ul> <p>→ 中核機関とは、国の包括的支援体制構築事業実施要領の中で定義されている。実施主体である市が、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置するとされており、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関として自立相談サポートセンターを中核機関とし、当センターを運営している社会福祉協議会へ窓口運営を委託することについての考え方を整理したものであるが、この考え方でよろしいか。</li> </ul> <p>→ （異議なし）</p> <p style="text-align: center;">（本件については、以上で終了）</p>			

【1 議題(2) 個別相談の基盤となる体制について】

(本件については、事務局が資料2に基づき説明を行った。)

<質疑>

○ 窓口開設時間について、子育て支援課は手当助成係のみ対応しており、相談は受け付けていないが、支障はあるか。

→ 休日は関係機関の窓口が休みであるため、相談内容を伺うのみの対応が中心になると想定している。納税課と同じ日時に休日窓口を開設するため、納税課からのつながりがあるのではないと思われる。

○ 休日や時間外の対応について、拡充していく考えはあるのか。

→ 現時点では、毎月第1開庁日のみを考えている。現行の自立相談サポートセンターからは、土日や時間外開設の具体的な要望は聞いていないところである。まずは第1開庁日でスタートして状況を見極めながら、必要に応じて夜間窓口などについても検討していきたいと考えている。

○ 休日窓口の実施時間帯はどうなるのか。

→ 市役所の休日窓口に合わせて9時から13時の予定である。

○ 相談対象者について、地域福祉計画では「年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方」となっているが、資料2では「経済状況等に関わらず」が追加されたのはなぜか。

→ 資料2は正確な定義というよりも、方向性としてのイメージを示したものである。「経済状況に関わらず」ということを大きく広報していきたいという考えである。

○ 相談支援包括化推進会議を設置するとあるが、既存の支援調整会議との関係はどうなっているのか。

→ 会議の設置については、次回の委員会で資料を提示して議論したいと考えている。

○ 休日窓口を新たに開始した場合、開始後の実績を見ながら実施の継続を検討するのか。

→ 今後、窓口開設時期と場所が決定したのち、運営体制も考慮しながら検討していくことになると考えている。

○ 休日の相談窓口を開設する場合、関係機関の窓口は休みであるため、連携先は警察などに限定されることが想定される。検討に当たって、他自治体の状況を確認した方がよいのではないか。

→ 他自治体の状況を確認したいと思う。

○ 休日や時間外に相談対応する場合、ローテーションにより相談支援員が通常よりも少ない人員で対応することになるのか。

→ そのように想定される。

○ 福祉分野の相談窓口の開設時間について考えると、究極的には24時間365日開設ということになるし、時間外や休日開設の要望も出てくるだろう。福祉総合相談窓口の開始に当たっては、資料2の拡充の方向性の部分に示されたとおり、まずは毎月第一開庁日を新たに休日窓口として開設するというのが事務局の提案である。実施に当たっては、社会福祉協議会と調整が必要になるが、休日や時間外の窓口開設においては、職員の勤務体制やシフトへの影響も大きいことから、まずはこの事務局案で開始したらどうかということである。

→ 現段階ではこの事務局案で進めるということでもよろしいか。

→ (異議なし)

(本件については、以上で終了)

【1 議題(3) 包括化推進員の業務内容について】

(本件については、事務局が資料3に基づき説明を行った。)

<質疑>

○ ネットワークの構築は市が担うことで継続性と安定性が確保されるのではないかと。

→ 包括化推進員の業務内容としてネットワークの構築が示されているが、これは包括化推進員個人のみで行うのではなく、市が主催する相談支援包括化推進会議を中心に構築されていくものであると考えている。

○ ネットワークの構築において、市と異なる方向性でネットワークが構築されてしまう可能性があるのではないかと。市が主体的に構築していくべきではないかと。

→ 市が主催する相談支援包括化推進会議を中心にネットワークを構築することから、包括化推進員が独自に開拓するネットワークについても、会議の個別事例検討において参加者全員で把握することが可能であると考えている。

○ 例えば虐待は、家庭事情などのさまざまな背景があり、地域包括支援センターや自立生活支援課及び生活困窮者窓口など多くの機関がそれぞれの情報を把握していることが多い。ネットワークを構築することにより、情報をうまく共有し、深刻な事態とならないよう解決の糸口をつかむセーフティーネットにしなければならないと思う。

○ 委託方式において、市と包括化推進員との指揮命令関係はどうなるのか。

→ 市が直接指揮命令することはない。相談支援包括化推進会議において、市、包括化推進員及び関係機関が議論して支援方針を決めていくことになる。

○ 市は相談支援包括化推進会議を主催し、議論に参加することで、相談支援に関わるということか。

→ そのとおりである。

○ ネットワークはどのように構築していくのか。例えば、市が基本的な枠組みを定めるのか、事例ごとに構築していくのか、または委託事業者が構築するのか。

→ あらかじめ市が定めるのではなく、事例ごとにネットワークを構築し、蓄積していくというイメージである。

○ 包括化推進員の取組の中で、複合的な課題を抱える相談があった場合は包括化推進員に連絡するとされているが、個人情報保護の観点から、どのような考え方となるのか。

→ 関係機関から包括化推進員に連絡する場合は、個人情報の本人同意が必要であり、資料3については、本人同意をいただく前提で記述している。本人同意が得られない場合の流れについては、次回の委員会で資料を提示して議論する予定である。

○ 包括化推進員と関係機関との連携や流れ、どのような支援を受けることができるか、フォローアップはどうなるかなどについて、分かりやすく整理した方がよいと思う。

○ 最終的には専門機関につながるフローとなるだろう。福祉総合相談窓口に来庁してから具体的な流れや本人同意がない場合の流れ、相談者が最初に関わった機関と福祉総合相談窓口との役割分担や関わり方などを整理しておく必要がある。

○ 例えば、課題のある本人を地域の方が発見した場合、発見者が本人の個人情報を話すことはできないということが想定されるが、個人情報の扱いは整理が必要である。

○ 学校のスクールソーシャルワーカーは、子どもだけではなく家庭の経済的課題への支援にも関わっており、包括化推進員と同じイメージである。

- 包括化推進員は、機動力があり、他分野にわたるスキルと実力を兼ね備えた人ということになるのではないか。
- 包括化推進員が必ずしも単独で課題解決の判断をするものではなく、相談支援包括化推進会議の中で各分野の専門職員と一緒に検討することが可能である。
- 相談支援包括化推進会議では、個人名を伏せて検討するのか。本人の知らないところで支援プランが勝手に作成されてしまうことになるのか。
- 事例検討の際は、個人名を把握したうえで議論した方が望ましいのではないか。
- 相談支援包括化推進会議で事例検討する場合は、事前に本人と一緒に支援プラン案を作成し、情報共有について本人同意を得ているため、個人名を把握して本人の意向を踏まえた具体的な議論が可能である。
- 本人同意が得られなかった場合は職権で行う会議にかけるということか。
- 本人同意を得られない場合は、関係者に法的守秘義務を課した「支援会議」において個人名を把握した議論が可能である。この会議については次回の委員会で資料を提示する予定である。
- 包括化推進員の業務内容については、次回の委員会において、支援の流れの中での位置づけが分かる資料を追加して議論を続けることでよろしいか。
- (異議なし)

(本件については、以上で終了)

**【1 議題(4) 地域共生社会推進検討会中間とりまとめ(厚生労働省)について】**  
(本件については、事務局が資料4に基づき説明を行った。)

<質疑>

- 「2 具体的な対応の方向性」「(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策」に記述されている「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」の具体的な内容はどのようなものか。
- 例えば地域のつながりが弱い場合には行政からつなぎ直しを行うための支援や新たなつながりを生み出すための支援を行うということである。中間とりまとめとなっているため、今後の国の議論を注視していきたい。
- 相談支援の検討に当たって困難ケースで苦慮した場合、例えば子ども家庭支援ではスーパーバイザーによる支援があるが、福祉総合相談窓口においてはどうか。
- 現行の自立相談サポートセンターでは、困難ケースや外国語対応で苦慮した場合、東京都の委託事業による支援機関専門の助言窓口が用意されており、福祉総合相談窓口においても引き続き利用可能と考えている。
- 資料4は情報提供であり、包括的な支援体制の整備の方向性として、「断らない相談支援」などが示されている。引き続き、国の議論を注視していくこととしたい。

(本件については、以上で終了)

**【1 議題(5) その他】**

<質疑>

- 新庁舎・(仮称)新福祉会館建設基本設計に関し、窓口の待合場所におけるアウトリーチについて議論したい。
- 次回の委員会で議論したいと思うがよろしいか。
- (異議なし)

(本件については、以上で終了)

【2 次回開催日程について】

- 次回は8月28日(水)午後3時00分から開催する。

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

－ 以上で委員会終了 －